

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書



習志野市長 宛て

※ 決 裁	課 長	係 長	担 当

(令和 年 月 日)

地方税法第321条の5の2及び習志野市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)												
代表者 職氏名						電話番号	— —					
法人番号												担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに異なります						

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後 の特別徴収税額			
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額	
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※習志野市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人)	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	(円)	
		常時 人	円	
	市に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
	申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消)・ 無		

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

記載例



受付印

習志野市長 宛て

※ 決 裁	課長	係長	担当

(令和 ○ 年 △ 月 × 日)

地方税法第321条の5の2及び習志野市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)	習志野市鷺沼1-1-1											
フリガナ	カブシキカイシャ サギヌマ											
名称 (氏名)	株式会社 鷺沼											
代表者 職氏名	代表取締役 習志野 太郎					電話番号		047-453-9244				
法人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	担当者 (連絡先) 047-453-9244(内線123) (氏名) 習志野 一郎
特別徴収義務者 指定番号								※市町村ごとに異なります				

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	令和 ○ 年 ○ 月以後 の特別徴収税額			
	月区分	給与支払人員	給与支払額	
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※習志野市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	○ 年 7 月	(臨時) 人 常時 7 人	() 円 1,820,000 円	
	○ 年 6 月	(臨時) 人 常時 6 人	() 円 1,560,000 円	
	○ 年 5 月	(臨時) 人 常時 6 人	() 円 1,560,000 円	
	○ 年 4 月	(臨時) 人 常時 6 人	() 円 1,560,000 円	
	○ 年 3 月	(臨時) 人 常時 5 人	() 円 1,250,000 円	
	○ 年 2 月	(臨時) 人 常時 5 人	() 円 1,250,000 円	
	市に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
	申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消)・ 無		

【注意事項】

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課